

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 90 号

2015 年 2 月 15 日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@kccj.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

* 外キ協は 2012 年 1 月 26 日、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」と改称しました。

◆全国協議会・開会礼拝 (2015 年 1 月 29 日) ◆

和解を託されている教会

≪創世記 10:32~11:9/使徒 2:1~4≫

川本 良明

(九州・山口外キ連/日本基督教団小倉日明教会牧師)

◆関東大震災と深く関係する小倉の街

九州・山口外キ連は、月 1 回の祈禱会をここ (西南 KCC) で開いていますが、ここは広島に次ぐ原爆投下目標地とされた所です。北九州市庁舎がある地域に、小倉陸軍造兵廠という大兵器工場があったためです。

その遠因は、関東大震災 (1923 年) にさかのぼります。当時、経済的に落ち込んでいた小倉市は、震災で大被害を受けた東京の兵器工場の誘致に成功しました。そして開設 (1933 年) してから 12 年後に原爆投下の目標とされたのでした。この意味で、小倉は関東大震災と関係しています。

周知のように、その関東大震災の最中に、関東の各地で 6000 人以上の朝鮮人が日本人に殺されました。崔昌華牧師は、この大虐殺の謝罪を日本政府に求め続けて、毎年 9 月 1 日に東京で集会を続けられました。小倉は、崔先生が生涯を過ごされた所でもあります。

◆朝鮮人大虐殺の背景

「朝鮮人を殺せ！」と関東一帯で起こったこの事件は、その 70 年前の米国ペリー艦隊の侵攻によって、急速に浮上してきた天皇中心の国家形成の動きと深く関係しています。

江戸幕府に代わる新政府は、皇国史観に基づく歴史の歪曲を進め、異民族支配の政策をとることで、蝦夷地を北海道に、琉球を沖縄県に組み込んで、徹底した大和化をはかり、神道の国教化による大和民族の優秀性を主張していきました。それは、学校で教育勅語を通して子どもたちの魂に植えつけられ、日清戦争・日露戦争という具体的な体験によって現実化されていきました。教育の成果は 40 年かかると言われます。関東大震災で起こった朝鮮人大虐殺は、その成果だったのです。

この過去の克服がなされないまま戦後を歩んできた日本社会は、今、異民族べつ視と自民族の優越意識を露骨に表面化してきています。街頭デモで公然と差別的憎悪の暴言を吐く姿は、関東大震

災の再現を予感させます。書店でも嫌韓関係の書物がよく売れており、「民族」という言葉が熱を帯びて危険な徴候を見せ始めている今、聖書に耳を傾け、希望のメッセージを聞き取ろうと思います。

◆民族の明るい面を語る 10 章

創世記 10 章にはノアの 3 人の息子の系図が書かれています。セムは褐色、ハムは黒色、ヤフェトは白色の意味で、いわば全人種を指しています。そしてヤフェト、ハム、セムの子孫が、それぞれの地に、言語、氏族、民族ごとに住み分けていたことが 5 節、20 節、31 節で語られています。夫婦→家族→氏族→民族へと発展しながら、それぞれが平和に生活していて、どの民族にも家族生活があり、共通の言葉と歴史を背景に文化を形成し、愛と正義に生きています。ある民族だけが特別に優れているとの見方はなく、民族間の対立や憎悪などは皆無です。

パウロが、「神は、一人の人からすべての民族を造り出して、地上の至るところに住ませ、季節を決め、彼らの居住地の境界をお決めになりました」と語った（使徒 17:26）のは、このことです。聖書はこのように民族を見ています。

◆諸民族の発生を語るバベルの塔物語

しかし、32 節の「ノアの子孫である諸氏族」という言葉は、人類が決して無垢で聖い人間でないことを暗示しています。洪水後、神はノアに、「二度と洪水で滅ぼさない」という契約を結びました。人類は、罪人に対する神の信実と忍耐で守られているという観点に立って、11 章が語られます。

「世界中は同じ言葉を使って、同じように話していた。シナルの地に平野を見つけ、そこに住み着いた人々は、石の代わりにれんがを、しっくい代わりにアスファルトを用いた」

同じ言葉を語り、技術革新で幸福な生活をめざし、文化を発展させることは、人間に備わるいろんな能力を、神からの賜物として謙虚に、感謝を

もって発揮することであり、何の問題もありません。

ところが、「さあ、天まで届く塔のある町を建て、有名になろう。そして、全地に散らされることのないようにしよう」となったとき、事態は急変します。彼らはあの樂園で、「それを食べると、目が開け、神のように善悪を知るものとなります」とエバに語りかけた蛇の誘惑に陥ったのです。

人間が神のようになろうとしたとき、快適な住まいをもたらすはずのレンガとアスファルトが、富と権力を象徴する高い塔の建設に用いられるようになり、人の命よりレンガが大切な社会に激変したのです。

これを見た神は、人間の傲慢に一撃を与え、建設をやめさせます。しかし、その手段は、洪水ではなく言語の混乱という方法でした。こうして人びとは一緒に住めなくなり、諸民族が発生したというのです。

◆民族はすべて混合民族

聖書で民族や諸民族が現れるのは、創世記 10 章と 11 章です。9 章までは、男と女、夫と妻、親と子など、アダムからノアまで一人ひとりが神と向き合う人間として登場します。神が語りかけるのは、その一人ひとりです。

人は、男は男として、女は女としてその生涯を送ります。入れ替わることはありません。親と子も同じです。しかし、民族の場合は混じり合います。各民族を発生史的に見ると、一つの家族や一つの種族から民族が形成された例はありません。どの民族もその歴史をたどると、程度の差はあっても混合民族であって、「純血な」民族など存在しません。民族は、いつも一つの民族から人類全体に向かって開かれた関係で歩んできました。

その関係そのものに、ちょうどアダムやノアに語りかけたようには神は語りかけていません。神が戒めをもって語りかけるのは、どの民族にもそれぞれその中で生活している男や女、夫や妻、親や子という、その一人ひとりに対してです。神は

ノアの子孫である諸民族に語りかけてはいないし、バベルの塔物語でも、諸民族が発生する理由を述べているだけです。

◆民族発生の祝福と裁き

民族の発生は、10章では神の祝福の定めとして語っていますが、11章では神の怒りと裁きとして語っています。しかし、言葉が通じなくなり、諸民族に分かたれたために団結して神に背くことができなくなりました。またある民族が、いくら自分の優秀性を主張して世界制覇を目論んでも、他の民族が立ちふさがります。あるいは、ある民族の落ち度が反面教師となって、かえって他の民族を励まします。民族の興亡がくり返される世界史は、まさにこのことを証明しており、このようにして神は世界を守っておられるのです。ですからこれも人類に対する神の恵みと言えないことはありませんが、表に現れているのは人間の罪に対する神の怒りと裁きです。

そして聖書は、12章から再び神がその戒めをもって一人の人間に語りかけます。アブラハムです。その子イサクはまったくの神の恵みの奇跡であり、新しい創造の出来事です。こうして一つの民の歴史が展開されていきます。この民イスラエルこそが聖書の中心テーマであり、創世記10章と11章だけでは知ることのできない神の御心を示す民族であり、世界の諸民族の目標を示しています。

◆民族間の和解を託されている教会

このことがはっきりと示され、事実となったのが、聖霊降臨の出来事でした。この出来事によって教会が誕生し、聖霊の働きによって主の福音が、諸民族の中にそれぞれの言葉で語られました。そして聖霊は、教会の建設を通して諸民族間の壁を克服していきます。しかし、教会がではなく、イエス・キリストがです。

教会の主、国家の主、世界の主であるイエス・キリストは、聖霊として今も苦闘しておられます。

ここにそれぞれの民族の希望があります。

「キリストはおいでになり、遠く離れているあなたがたにも、また、近くにいる人々にも、平和の福音を告げ知らせられました。それで、このキリストによってわたしたち両方の者が一つの霊に結ばれて、御父に近づくことができます。従って、あなたがたはもはや、外国人でも寄留者でもなく、聖なる民に属する者、神の家族です」(エフェソ2:17~19)。

教会の枠を越えて、主ご自身は、あるがままの民族性を回復するために苦闘して、人に仕え、共に歩まれています。

広島大学准教授の崔眞碩さんの言葉を、紹介します(『朝鮮人はあなたに呼びかけている——ヘイトスピーチを越えて』)。

くお前のような韓国人は日本から出て行け。

「豚やろう」二度と日本に来るな死ね>/あなたはわたしを一对一で攻撃する時、カンコクジンという言葉をつなぐ/そして、あなたは歴史からそれてゆく/チョウセンジンという響きが孕んでいる暴力、歴史の重み/それらを受け止めることができない あなた/わたしのことを差別しているつもりなのかもしれないが/チョウセンジンに比べれば、カンコクジンという響きなどなんでもない/チョンだって可愛いものだ/ほんとうは、もっと激しい差別の暴力をその身体に孕むことができるのに/自ら怖気づいてしまう、あなた/わたしをチョウセンジンと呼べ/そして、歴史と接続せよ、歴史を引き受けよ/<朝鮮人を殺せ!>/1923年9月、あの日の虐殺の残響が聞こえる、今ここで/チョ、ウ、セ、ン、ジ、ン/この負の歴史の命脈の上で、わたしはあなたと非暴力で向き合いたい/朝鮮人はあなたに呼びかけている。

◆日本の教会で克服すべきこと

ただし私たちは、大和民族の優秀性の主張と、今なお外国人に同化を求める社会と時代の中にあります。そして、その影響を強く受けている教会

において、私たちは克服しなければならないことがあります。それは「キリストにあって一つ」とか「福音は民族を越えて一つに結び合わせる」という言葉を誤解して、同化の意味で使っていることです。

キリストにあって、福音にあって一つであるという恵みの言葉は、民族の違いを否定することではなく、むしろ神から与えられた良きものとして、

互いの民族性を認め合い、回復することであり、教会はそれを証しする場所だということです。

在日外国人に対する排除と同化を強制し、「民族」という言葉が危険な徴候を見せ始めている今、主に招かれている私たちは、主にあって、希望をもって歩むことを求められており、歩むことが赦されていることを感謝したいと思います。

.....

《第 29 回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会宣言》

一人ひとりに託された福音宣教の使命として

2015年1月29日から30日にかけて、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）は、第29回全国協議会を北九州市の西南KCCにて開催しました。「和解と共生の天幕をひろげよう」という主題のもとに、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体の代表者ら約50名が参加しました。協議会では、福島県での東日本大震災外国人被災者の現状や外国人被災者支援の課題について、今や世界的な問題となっている「ヘイト・スピーチ」の日本における現状と課題について、そして改定入管法の抜本の見直しに向けての課題を共有し、多民族・多文化共生社会の実現について論議しました。また、証言を通して在日外国人の人権を求めてきたこれまでの歩みを振り返り、和解と共生への道を歩む者への励ましのメッセージを聖書から聞きました。

2011年3月11日の東日本大震災以来、まもなく満4年になろうとしていますが、多くの外国人住民が地域社会において孤立している状況は、今なお大きく変わっていません。一方で、2012年7月から施行された新しい在留管理制度は、外国人住民の管理と排除を強化し、外国人住民が地域社会の一員として生きることを妨げています。これに対して、外国人住民を共に地域に暮らすパートナーとし、その人権が守られる社会とは、日本人にとっても暮らしやすい社会に他なりません。そのためには、そこに生きる一人一人が互いを尊重し合い、互いの文化を分かち合うことが不可欠です。そのような社会の実現をめざして、わたしたちは「外国人住民基本法」の制定を引き続き求めてゆきます。

2000年代に入って日本で顕在化したヘイト・スピーチをはじめとする排外主義の高まりは、今日ではテレビ等のマスメディアを通じた人種憎悪の喧伝、嫌韓・反中書籍・週刊誌の氾濫、一部保守政治家とネット右翼幹部との親密な交際など、その深刻さは増していく一方です。こういった風潮は1970年代以降わたしたちが築き上げてようとしてきた多文化共生社会を根底からくつがえすものになっているばかりでなく、韓国・北朝鮮、中国との緊張の高まりにみられる北東アジアの不安定要因の一つとなっています。

昨年日本政府は、国連自由権規約委員会と人種差別撤廃委員会から「人種主義の表明、人種主義的暴力と

憎悪に、断固として取り組むこと」を求められたにもかかわらず、その立法化に着手さえしていません。それゆえ、わたしたちは「人種差別撤廃基本法」の今国会での成立を目指します。また在日大韓基督教会が呼びかけ今年11月に開催される、第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議に積極的に協力します。

今年2015年、わたしたちは戦後70年そして日韓国交正常化50年を迎えますが、過去の日本の戦争と植民地支配への反省を否定する流れが作られようとしています。歴史を顧みないことが、国家の暴力を増長させ、社会の中で憎悪と排除を生み出すことをわたしたちは知っています。真の共生社会、多民族・多文化共生を実現するためには、過去の歴史と反省を受け継いでいくことが必要だとわたしたちは考えます。

そして今日31日、在日大韓基督教会小倉教会において、「第29回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者集会」を開催しました。今日の集会で私たちは、困難な時代の中であって、なお神の義を求め続けることの大切さ、そして排外主義を乗り越えて対話し続ける努力の重要性を、あらためて気付かされました。

わたしたちは、現代を生きるキリスト者として、この世界で和解と共生を求めていくことを、自らに託された福音宣教の使命として取り組んでいくことを決意します。

2015年1月31日

第29回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会 参加者一同
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

.....

「3・11を覚えて」共同祈禱会の呼びかけ

間もなく、3月11日を迎えようとしております。東日本大震災の時から4年という長い月日が過ぎようとしておりますが、その間、皆様からは、多大なご支援・ご協力を、お祈りと共にいただき、震災支援の働きに取り組んでまいることができましたことを、心より感謝申し上げます。

東北地方は、日本の四分の一を占める広大な地域です。その広大な地域であって、多くの貴い命が失われました。少しずつ復旧・復興は進んでいるように見受けられますが、実際には、今なお約23万4千人の方たちが全国47都道府県、1,154の市区町村での避難生活を余儀なくされ

ており（2014年12月時点）、家屋が押し流された跡地も更地になったままです。また、放射能汚染の影響に脅かされる日々が解消されたわけではありません。

こういった生活がいつまで続くのか、また、こういった経験がどれほど大きな傷を心や体にもたらすのかを考える時、胸が痛んでなりません。

ここに至るまで、私たちは、被災地にある方たちが負わされることとなった重荷を少しでも共に担い、共に分かち合い、共に生きていきたいと願ってきました。しかし、どれほどのことをなし得てきたのかとも思わされています。しかも、震災

を機に結ばれることとなった絆は、徐々に失われつつあります。「今となっては、どこに・どのようなニーズがあり、そのニーズにいかに対応していたらよいのか分からない」「今回の震災支援の経験を生かして、次の震災支援にあたろう」という声もあがっています。

しかし、全てを過ぎ去った過去のことにしてしまうわけにはいかない重い現実が、被災地には残されています。そこで、外キ協は昨年、一昨年に引きつづき、「福島移住女性支援ネットワーク（EIWAN）」の働きと連帯しつつ、震災支援の働きに携わる「福島プロジェクト2015」を推し進めております。

東北地方に住む外国籍住民の多くは、日本人男性と結婚することとなった中国、韓国、フィリピンからの移住女性の方たちです。震災被害に遭うばかりか、外国籍住民の方たちに対する日本社会からの差別や偏見という二重の重荷のただ中に置かれているその現状を、私たちはどれだけ知っているでしょうか。

外キ協は3月11日(水)、下記のように東京(日本基督教団代々木上原教会)において、小さな祈り会の時を持つことにしました。

なぜ神様がこのような試練を私たちにお与えになったのか、という問いに対する答えはすぐに見つかるものではありません。しかし、節目の時を設け、これまでの私たちのあり方を顧み、もう一度神の御心を見上げるならば……、また、これから先も、愛と平和の働きに連なり続けていくならば……、そこに希望は芽生え、教会も奉仕・交わり・宣教という本来の姿を取り戻していくことでしょう。

一つ一つのことを神様に申し上げ、受け止めていただくことが最も大いなる力になることを私たちは信じております。

皆様におかれましても、3月11日前後に小さな祈り会の時を設け、今なお続く被災者の苦難、とりわけ福島の被災者のことを祈りの中に加えていただけましたならば、幸いと存じます。

また、今後とも、被災地へのボランティア派遣や募金に、継続してご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

主にありて

2015年1月30日

外キ協第29回全国協議会

「3・11を憶えて」合同祈り会

日 時 2015年3月11日(水) 午後7時～午後8時
 会 場 日本基督教団代々木上原教会
 〒151-0064 東京都渋谷区上原3-18-3 (TEL&FAX 03-3460-8499)
 内 容 祈り、讃美、奨励、支援活動報告
 主 催 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)

福島移住女性支援ネットワーク (EIWAN)

◆連絡先◆	<福島事務所> 福島市野田町2-3-2 神野ビル3F東 電話：090-8215-1556 メール：eiwan311@gmail.com <東京事務所> 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教会館52号 外キ協内 電話：03-3203-7575 メール：raik@kccj.jp ホームページ： http://gaikikyo.jp/shinsai/eiwan/
◆献金先◆	郵便振替 口座番号：00920-0-144820 口座名称：福島移住女性支援ネットワーク

法改定によって、外国人住民の利便性は向上したのか？

「改定」住民基本台帳法に対する自治体アンケート結果

2012年7月8日から、外登法が廃止されて、「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法が施行された。それから2年、国レベルの外国人政策の変化をうけて、各自治体における外国人施策がどのように進展しているかを検討するとともに、「改定」住基法・入管法の3年後の見直し（2015年7月）に向けた課題を抽出するために、全国の県庁所在地、政令指定都市、東京23区、外国人集住都市会議参加自治体の計101自治体を対象として、「改定住基法施行後の外国人施策に関するアンケート」を、2014年5月15日～6月30日に実施した。

実施主体は、外キ協／移住労働者と連帯する全国ネットワーク／多文化共生・自治体政策研究会である。

主な調査項目は、①外国人住民数、②住民基本台帳への記載、③法務省からの通知に対する対応、④外国人施策であり、67自治体から有効回答を得ることができた。

調査結果のポイントは、以下のとおりである。

- (1) 外国人居住の地域差は大きく、外国人住民比率、居住する外国人住民の国籍別・在留資格別構成は多様である。したがって、各自治体は、居住する外国人住民の特性に即した対応が求められる。
- (2) 住民基本台帳への漢字名の記載が正字のみである（現代中国の簡体字などは認められない）。このことに対して、24自治体（35.8%）で外国人住民からのクレームがあった。具体的なクレーム内容としては、「正字に変更されたことにより、金融機関への氏名の変更届けが必要になり無駄な労力と時間をとられた」、「登録用の印鑑を作り直さなければいけない」、「直された字は本国にない字なので、本国で手続きする際

に困る」など。今回の法改定で、利便性を目指したにもかかわらず、不便が生じていることが明らかになった。

(3) 「改定」住基法・入管法の施行により、居住地の届出遅延に対して、外国人住民には日本人住民よりも重い罰則（20万円以下の罰金）が科される。2012年7月から2014年4月までの期間に、居住地の届出遅延者（日本人住民も含む）を簡易裁判所へ通知した自治体は29自治体（43.3%）、遅延者はいるが通知していないという自治体は22自治体（32.8%）である。簡易裁判所への通知を行なった自治体のうち、通知した外国人住民数を明記した自治体（18自治体）の通知総数は756人である。

(4) 49自治体（73.1%）が住基法改定によって外国人住民の利便性が向上した、と回答している。その具体的理由としては、①（日本人と外国籍者の）混合世帯が同じ住民票に記載されるようになった、②在留期間の更新や在留資格の変更の際に、自治体に届け出る負担が軽減された、③住民票の自動交付機やコンビニ交付サービス、公的認証制度の利用や住所変更などともなう住民行政手続きの利便性などの点で、日本人住民と同様になった、などである。

(5) 在留資格取り消しに係る法務省からの通知があった自治体は52自治体（77.6%）である。通知に対して、45自治体（67.2%）がそのまま住民票を削除、6自治体（9.0%）が調査のうえ削除している。

(6) 多文化共生の推進に係る指針等の策定状況をたずねたところ、45自治体（67.2%）がすでに策定しており、2自治体（3.0%）が策定を検討中である。その一方で、14自治体（20.9%）が、総務省からの通知「地域における多文化共

生プラン策定」にもかかわらず、策定の予定はない、と回答している。

(7) 外国人住民の「声」を自治体行政に反映するための諮問会議（外国人市民会議など）の制度については、27 自治体（40.3%）がすでに制度を導入しており、1 自治体（1.5%）が導入を検討中である。その一方で、29 自治体（43.3%）は導入の予定なし、と回答している。

(8) 外国人住民を対象としたアンケート調査は、住民の「声」を聞くための一つの方法である。42 自治体（62.7%）がすでにアンケート調査を実施しており、3 自治体（4.5%）が、実施に向けて作成中、あるいは実施を検討している。また、すでにアンケート調査を実施している自治体のなかには、複数回実施している自治体も少なくない。

(9) 自治体職員への外国人住民の採用には、いまだ壁がある。職種によっても異なっているが、とりわけ、一般事務職に国籍要件がある自治体が半数近くを占めている（31 自治体、46.3%）。さらに、国籍要件がない場合でも、「公権力の行使」という視点から、任用制限がある場合も多い。外国籍職員数については、国籍別の集計は

ない、公表できないという自治体も多いが、人数を明記した自治体における外国籍職員数から推測する限り、外国人住民比率と比べ、外国籍職員の割合は極めて低いといえよう。

(10) 自由記述欄には、新制度の問題点や、住民基本台帳対象外の外国人への対応、国への要望など、各自治体担当者からの率直な意見が書かれていた。担当省庁や立法担当者は、日々、外国人住民と接している現場の声にしっかりと耳を傾けるとともに、地域における真の多文化共生が実現するよう、法律や制度をよりよいものに変えていく必要があるだろう。

◇◆◇

今回の法改定の目的の一つは、外国人住民の利便性の向上であるが、改定法施行により利便性が向上したという回答が多数を占めている一方で、不便や問題点を指摘する回答もいくつかあった。加えて、総務省の「地域における多文化共生プラン策定」通知が、十分に外国人施策に反映されていない自治体もあった。今後とも、真に共に生きる社会を目指して、国と自治体が相互に協力し、共に努力を重ねていくことを強く期待したい。